


平成31年度

# 障害者外出支援券の交付が始まります

～受け付けは3月26日(火)から～

社会福祉課障害者福祉係 ☎ 0824-73-1210

市は、障害のある方の社会参加を促進するため、要件に該当する方に障害者外出支援券を交付しています。  
障害者外出支援券は、「福祉タクシー券」と「自動車燃料助成券」の選択制です。

種別	福祉タクシー券(年間21,600円)	自動車燃料助成券(年間14,400円)
対象者	<p>庄原市内に住所を有し、次のいずれかの手帳をお持ちの方</p> <p>①身体障害者手帳 1級～4級 ②療育手帳 ○A・A・○B ③精神障害者保健福祉手帳 1級・2級</p> 	<p>福祉タクシー券の交付要件を満たす方で、<b>自動車運転免許証を所持していない方</b>、かつ、次の1～3のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動車運転免許を所持し、かつ、自家用車を所有する同居者がいる方</li> <li>2. 自動車運転免許を所持する同居者はいないが、本人または同居者名義の自家用車を所有する方</li> <li>3. 市内の障害者や高齢者等の施設に入所(住所設定)し、入所の世帯に「自動車運転免許を所持し、かつ、自家用車を所有する方」がいる方</li> </ol> <p>※要件1・2中の「同居者」とは、住民基本台帳で同一世帯の方のことをいいます。</p>

※障害者外出支援券が使用できるのは、**4月1日(月)から**です。

## 手続きに必要なもの

●手帳 ●申請に来る方の印鑑 ●車検証の写し (自動車燃料助成券を希望する方で、要件2に該当する方のみ)

手続き・問い合わせ 社会福祉課障害者福祉係 ☎ 0824-73-1210 または各支所地域振興室・市民生活室

平成31年4月1日から

## 国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まります

保健医療課国保年金係 ☎ 0824・73・1158

### 対象者

国民年金第1号被保険者〔注1〕で、平成31年2月以降に出生〔注2〕する方または出生した方。

### 〔注1〕

●第1号被保険者  
学生、自営業の方、農林漁業者など

●第2号被保険者  
会社員、公務員など

●第3号被保険者  
第2号被保険者に扶養されている配偶者

第2号被保険者に扶養されている配偶者

〔注2〕 ここでの出生とは、妊娠85日(4カ月)以上の出生(死産・流産・早産を含む)を指します。

### 免除期間

出生予定日または出生日が属する月の前月から4カ月間

※多胎出産の場合

出生予定日または出生日が属する月の3カ月前から6カ月間

※ただし、いずれの場合も、制度開始日が平成31年4月1日であるため、免除期間が平成31年3月以前から該当となった場合であっても、**平成31年4月以降の期間のみが免除対象となります**のでご注意ください。

〔例〕平成31年3月に1人を出産する場合

●免除該当期間

平成31年2月～5月

●実際に免除となる期間

平成31年4月～5月

### 申請受け付け

出生予定日の6カ月前から受け付けます。

※ただし、制度開始日の平成31年4月1日以降。

### 手続きに必要なもの

▼年金手帳

▼印鑑

▼母子手帳または医療機関が発行した出生予定日を証明できる書類など

### 手続き・問い合わせ

保健医療課国保年金係  
☎ 0824・73・1158

各支所地域振興室・市民生活室

